

福島市偕楽亭民間活用提案募集要項

1 趣旨

福島市では、茶室を解体するにあたり、故志賀マサ氏の遺徳を後世に継承するため、茶室の部材等の活用について、その主体となる事業者を募集します。最も優れた提案を行った事業者等を優先交渉権者として決定し、具体的な活用に向けて協議を進めることとします。

2 定義

この要項における用語は、次のとおり定義する。

- (1) 茶室とは、市民会館にある茶室のこと。以下「現偕楽亭」という。
- (2) 旧偕楽亭とは、かつて紅葉山公園にあった故志賀マサ氏が経営していた料亭のこと。以下「旧偕楽亭」という。
- (3) 故志賀マサ氏の遺徳とは、現在の福島県庁裏（福島市杉妻町）の阿武隈川に面する景勝の地に料亭「偕楽亭」を経営し、昭和11年に亡くなった際に、料亭「偕楽亭」の土地と建物を福島市へ寄贈した故志賀マサ氏の徳をいう。
- (4) 継承とは、故志賀マサ氏の遺徳及び昭和48年に市民会館の敷地内（福島市霞町）に建築した茶室に「偕楽亭」と名付けた歴史を永く伝えることをいう。
- (5) 事業者とは、市内の企業や団体（任意の団体を含む。）以下「事業者等」という。

3 募集事業

(1) 事業の要件

福島市が受け付ける提案は、原則以下のとおりとします。

- ① 故志賀マサ氏の遺徳の継承に寄与し、広く市民等に公開し利活用するものであること。
- ② 提案は、実行性や独自性があり、長期的視点をもつものであること。
- ③ 市にとって、将来にわたって新たな負担とならないこと。

(2) 提案する際の留意点

- ① 譲渡する現偕楽亭の部材等を市内で活用すること。
- ② 現偕楽亭の部材等の譲渡時期について、市が進める市民会館全体の解体及び撤去スケジュールと調整する必要があること。
なお、現偕楽亭の解体は、現時点で令和7年7月～8月の見込みです。
- ③ 現偕楽亭にはアスベストが含有した部材等があるため、全ての部材を譲渡できないこと。
- ④ 譲渡部材の保管場所は、譲受者で確保すること。
- ⑤ 部材等の譲渡場所は、原則として市民会館敷地内とする。

(3) 譲渡予定

募集時点での譲渡予定部材は、現偕楽亭の部材等及び旧偕楽亭の角柱や丸柱です。

また、報徳碑の譲渡を希望する場合は、その取り扱いなどを十分に協議し、計画の実現と適正な管理について確認できた場合に譲渡する予定です。

4 スケジュール

令和6年8月9日（金）	提案書の受付開始
令和6年8月23日（金）まで	現偕楽亭の現地見学
※見学の日程は調整が必要です。希望者は市民会館（電話 024-535-0111）まで連絡願います。	
令和6年8月30日（金）	提案書の提出締切
令和6年9月	書類審査、優先交渉権者の決定、福島市公式ホームページでの公表
令和6年10月から	優先交渉権者と現偕楽亭の部材活用について協議
令和7年5月予定	協定書締結

5 応募資格

民間提案を行うことができる者は、提案を事業化する場合に実施主体となる意志及び能力がある事業者等とします。また、次の項目全てを満たすものとします。

- (1) 提案事業者等が事業に必要な免許又は資格等を備えていること。
- (2) 応募時点で提案事業者等の構成員が、次のいずれにも該当しないこと。
 - ① 会社更生法に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者。ただし、更生計画認可決定又は再生計画認可決定がなされている場合はこの限りではありません。
 - ② 福島市指名停止基準に基づく入札参加資格者の指名停止の処分を受け、指名停止期間中の者
 - ③ 既に納期が到来している市民税又は法人市民税等に未納又は滞納がある者
 - ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定められた暴力団または暴力団と密接な関係にある団体等
- (3) 提案内容の公表の時期や範囲等に関して、市と協議のうえ必要な協力・調整ができること。
- (4) 市との対話に参加し、提案内容の説明や質疑応答に対応できること。
- (5) 採択された場合、速やかに市と協議のうえ必要な協力・調整を行い、事業を開始できること。
- (6) 個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の関係法令を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適切に取り扱うこと。
- (7) 政治的・宗教的な提案を含まないこと。
- (8) 公序良俗に反する提案を含まないこと。

なお、上記応募条件を明らかに満たさない応募者の提案は内部審査の対象としないこととします。また、採択後に上記条件を満たさないことが判明した場合、採択を取り消す場合があります。

6 応募方法

- (1) 提案書の提出期限
令和6年8月30日（金）
- (2) 提案書の提出方法
次のいずれかの方法で提出してください。
 - ① 福島市生活課あてメール（seikatsu@mail.city.fukushima.fukushima.jp）を送信
 - ② オンライン申請
 - ③ 郵便 〒960-8601 福島市五老内町3番1号 福島市生活課あて
※郵便で提案書を提出する場合は、8月30日（金）必着とします。
- (3) 提出する書類
 - ① 提案様式（指定様式）
 - ② 提案する事業者等の組織や活動状況が分かる書類（会則、役員名簿など）
 - ③ 参考資料（様式自由）

7 選考結果

提出された提案は、市で審査を行い、結果を通知します。

また、採択したものについては、原則、提案者名、事業内容を福島市公式ホームページで公表します。

8 その他留意事項

- (1) 公募の承諾
提案者は、提案様式の提出をもって本募集要項の記載内容等を承諾し、応募する意思を示したものとみなします。
- (2) 提案費用の負担
提案に要する費用は、提案者の負担とします。
- (3) 著作権
提案書の著作権は提案事業者等に帰属する。ただし、市は結果の公表等、必要な範囲で提案書を使用することがあります。
- (4) 提案書等の取り扱い
提案書その他提案者から提出された書類は返却しません。

9 問い合わせ先

現偕楽亭の見学について	市民会館	電話 024-535-0111
公募について	生活課	電話 024-525-3787